

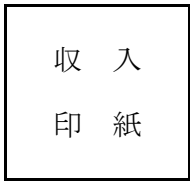
# 業務委託契約書（案）

1 業務委託の名称	吉野・与瀬地区乗合タクシー及び菅井地区乗合タクシー運行業務委託（下半期）			
2 履行場所	相模原市内			
3 契約金額（上限）	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
4 契約期間	契約期間は、令和4年 月 日から令和5年3月31日までとする。			
5 契約金額の支払	受注者は発注者に対し、この契約に定める業務委託料を請求するものとし、発注者は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。			
	<input type="checkbox"/> 前金払（ <input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払） <input type="checkbox"/> 概算払（ <input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 分割払） <input checked="" type="checkbox"/> 確定払（ <input type="checkbox"/> 一括払 <input checked="" type="checkbox"/> 分割払）			
	備考			
6 契約の保証	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 有価証券 <input type="checkbox"/> 銀行等、保証事業会社の保証	円 円 円	<input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免除（第6条全文削除） （相模原市契約規則第34条第 号）	円

上記の業務委託について、発注者と受注者は、次のとおり委託契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和4年 月 日



発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長 本村賢太郎 印

受注者

印

## (案)

### (契約の目的)

第1条 発注者は、別添仕様書により契約書記載の業務（以下「業務」という。）を委託し、受注者は、これを受託した。

### (発注者の指示)

第2条 発注者は、受注者の業務遂行に必要な一切の事項を指示する。受注者は、発注者の意図する企画に基づき技術上の諸要求及び指示を遵守しなければならない。

### (契約の保証)

第3条 受注者は、頭書6の契約の保証の欄が免除である場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

### (守秘義務)

第4条 受注者は、業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

### (個人情報の保護)

第5条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別添の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

ない。

(受注者の報告)

第6条 発注者は、必要に応じて随時、受注者の業務の処理状況について報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合のほか、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(一括再委任の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した業務のうち、主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した業務のうち、一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面による発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した業務のうち、軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(検査及び完了報告)

第9条 受注者は、毎月の業務完了後遅滞なく発注者に対して報告書を提出しなければならない。また、業務委託が完了したときには、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書、又は業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(契約代金の支払等)

第10条 受注者は、前条に規定する検査に合格した後、所定の手続きに従って契約代金の支払を請求し、発注者は、その請求を受理した日から30日以内に、相模原市指定金融機関において支払うものとする。なお、契約保証金の納付があるときは、契約代金を支払う際、併せて返還するものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第11条 受注者の責に帰すべき事由により、契約期間内に業務を遂行することができない場合において、期限後に遂行する見込みのあるときは、発注者は業務を継続させ、業務完了後、違約金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第10条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) 契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (7) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受

- けたとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第12条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人の、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 第12条第1項各号又は12条の2第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第12条又は12条の2の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第14条の2 受注者は、仕様変更により、契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第14条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第14条又は第14条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第11条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第14条及び第14条の2に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第14条又は第14条の2の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第16条 受注者は、第12条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業

務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第12条の3第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。
  - (2) 第12条の3第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
  - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
  - (3) 受注者が、県排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
  - (4) 受注者が、市排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第18条 受注者は、契約の履行に当たって、市排除条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(環境負荷軽減の配慮)

第19条 受注者は、相模原市環境方針の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して提出する書類等は、原則として再生紙を使用しなければならない。
- 3 受注者は、業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めなければならない。
- 4 受注者は、業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関連法令等を遵守し、適正に処理しなければならない。

(相殺)

第20条 発注者は、発注者が受注者に対して有する金銭債権を受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

(誤りの修正義務)

第21条 受注者は、業務の遂行に誤りが発見されたときは、契約代金受領後といえども、受注者の責任において速やかに修正するものとする。

(疑義の協議)

第22条 この契約条項について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。